

解説

教育の情報化に対応した著作権法の改正とオンライン教育普及に向けた課題

望月 俊男^{*}, 重田 勝介^{**}, 村上 正行^{***}, 隅谷 孝洋^{****}

Amendments to the Japanese Copyright Law to Accommodate the Informatization in Education and the Challenges Encountered in the Spread of Online Education in Japan

Toshio MOCHIZUKI^{*}, Katsusuke SHIGETA^{**}, Masayuki MURAKAMI^{***}, Takahiro SUMIYA^{****}

The Japanese Copyright Law permits the use of a third party's copyrighted materials for the purpose of school education without the permission of the copyright holder. The Law sets copyright limitations to the copyright holder's rights so that teachers or students can use copyrighted materials in face-to-face classes and in simultaneous remotely connected classes without the copyright holder's prior permission, otherwise teachers and students are required to ask for the copyright holder's permission in other situations. However, in order to address informatization in education, the Law was amended and promulgated on May 25th, 2018 to make copyrighted materials more accessible for teachers and students in digital educational settings. The revised Law has greatly expanded the scope of use of copyrighted materials in digital educational settings. The amendment was enacted on April 28th, 2020 after in response to new need for online education due to the spread of COVID-19. Under these circumstances, the Japanese Society for Information and Systems in Education and the Japan Society for Educational Technology collaborated to create a safer environment for teachers and students to conduct online teaching and schooling legally, as well as to promote early enactments of the amendments. This paper describes the summary of the amendments to the Copyright Law enacted in response to the digitalization in education, how our societies worked for those enactments, and how these amendments will affect online education. In this paper, we discuss the possibilities and challenges in the spread of online education in schools and universities based on these amendments.

キーワード： 著作権法, 授業目的公衆送信補償金制度, オンライン教育

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行に伴い, 令和 2 (2020) 年 2 月 27 日に出された内閣総理大臣による小中高校特別支援学校の休業要請が行われ, 3 月から小中高大すべての校種において, 対面

の教育機会が制限される状況となった。そして, 4 月からの新年度において, 多くの学校でオンライン教育が実施されることになり, 教育現場では環境整備や授業準備などの対応に追われることになった。

オンライン教育を実施する上で問題になってくるのが, 著作権である。従前の著作権法 (著作権法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 30 号) による改正

* 専修大学ネットワーク情報学部 (School of Network and Information, Senshu University)

** 北海道大学情報基盤センター (Information Initiative Center, Hokkaido University)

*** 大阪大学全学教育推進機構 (Center for Education in Liberal Arts and Sciences, Osaka University)

**** 広島大学情報メディア教育研究センター (Information Media Center, Hiroshima University)

前の著作権法のこと。以下、「旧法」という) 第 35 条 (学校その他の教育機関における複製) においては、学校等の教育機関において教育を担当する者が、授業の過程において対面授業で児童生徒学生に頒布するため、または児童生徒学生が授業の過程で学習する目的で、授業の過程に必要と考えられる限度において、インターネットや書籍から図表や写真、映像等の第三者が作成した著作物 (以下、第三者著作物という) を複製したり、児童生徒学生が受講する主教室における授業を同時に受信する者に対して第三者著作物を公衆送信 (放送、有線放送、インターネット送信 (送信可能化を含む) その他の方法により、不特定の者または特定多数の者 (公衆) に送信すること) したりすることは認められていた。だが、対面授業の予習・復習用の資料等を、インターネットを介して学習管理システム (Learning Management System : LMS) 等を用いて公衆送信することは、著作者や著作権者 (以下、著作権者等という) の許諾なしに行うことは認められておらず、オンライン教育を行う上で支障が生じることが予想された。これらの背景から、令和 3 (2021) 年 5 月 25 日が施行期限であった、教育の情報化等を推進するための著作権法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 30 号) の一部及び補償金制度に関わる政令について速やかな施行を求めるとともに、オンライン教育を実施する際に利用者が著作権を理解した上で適切に著作物を利用するために働きかけが必要であると考えられた。

本稿では、著作権法改正以前のデジタル教材の著作権処理で生じていた実務上の問題や、改正著作権法における授業目的公衆送信補償金制度などの解説を行った上で、法施行に至るまでの学会の取り組みについて紹介する。また、著作権法の改正後においてオンライン教育を実施する上で留意すべき点や今後の課題について述べる。

2. 著作権法改正以前のデジタル教材の著作権処理

インターネットを介した教授学習過程において、教員による対面講義を代替したり、拡張したりするために、デジタル化された教材の利用は不可欠である。ま

た対面授業で用いた講義資料をデジタル化して、LMS 等を用いて公衆送信することも、学生の授業外学習を支援することを目的として、初等中等教育、高等教育を問わず日常的に行われている。このようなデジタル教材を教職員が制作する際に、第三者著作物の利用も多く行われているようである。実際こうした教材では利用する図表等の著作権者等から転載の許諾が必要となる。

著作権法第 35 条では、学校等の教育機関において教育を担当する者が、授業の過程において第三者著作物を利用するにあたっては、次のような用途・目的に限って、著作権者等に対する権利制限が認められ、著作権者等による許諾は不要である。第一に、対面授業の「授業の過程」で必要な限度で複製することである。第二に、児童生徒学生が受講する主教室と合同で実施し、リアルタイムにそれを中継する形態で行われる遠隔合同授業 (以下、同時遠隔合同授業という) において、主教室の受講者向けに複製・配付した資料を副教室の受講者のために複製・公衆送信することである。これは僻地の学校や院内学級、受講者数が多いために主教室とは別の教室に同時中継する必要がある大学の授業などが対象であった。

だが、旧法第 35 条の規定の下では、LMS での配信等オンデマンドでのデジタル教材の公衆送信や、児童生徒学生のいないスタジオ等から教員の授業をリアルタイムに配信する形態の遠隔授業 (以下、同時遠隔授業という) は、本規定の適用範囲外であった。そのため、デジタル教材で第三者著作物を用いる場合は、それらの著作物の利用許諾を著作権者等から個別に得る必要があった。

さらに一方で、これらの第三者著作物の利用が著作権法第 32 条第 1 項の「引用」に該当する場合であれば、著作権者等の許諾を得ずとも可能であるが、この場合は、その利用が「正当な範囲内」となる要件を満たすこと、引用の必然性があることを示す必要がある。

そこで、従前のデジタル教材の権利処理にあたっては、まずデジタル教材に含まれる第三者著作物を抽出し、著作者・出典の確認をした後、利用規約を確認し、必要に応じて著作権者等への利用許諾申請を行った上で、図の差し替えや削除などの修正を教材に施すという、非常に煩雑な処理が必要となっていた。従前から

教育関係者より、教育の情報化の進展により教育上必要となる著作物の円滑な利用が妨げられないよう、著作権制度の見直しを求める機運があった。

一方で、著作権法の権利制限規定は著作権者等の利益を不当に害さない範囲で用いられることが前提であり、著作権者等と利用者側との間で、著作物の適正利用にかなう著作物の利用に関する具体的な取り決めが共有されることが望ましい状況にもあった。これまでも著作権者側の働きかけとして、著作権者等で構成される団体から利用者側の意見も受けつつもその権利保護のために著作物の複製に関するガイドラインが提示された¹⁾ほか、著作権情報センター (CRIC) による著作物の教育利用に関する啓発活動も継続されてきた。

3. 著作権法の改正

3.1 法改正の趣旨

このような中で、文化庁において教育の情報化に対応した権利制限等の整備の検討が着手され、庁内の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会での議論を受けた調査研究に引き続き、平成 29 (2017) 年 4 月に「文化審議会著作権分科会報告書」が取りまとめられた。本報告書では、教育機関での授業の過程におけるデジタル教材を円滑に利用するために、権利者の正当な利益の保護と ICT (情報通信技術) 活用教育における著作物の利用の円滑化のバランスを図るため、デジタル教材のオンデマンド配信 (異時授業公衆送信等) については、補償金請求権を付与しつつ、新たに権利制限の規定の対象とすることが提言された²⁾。

文化審議会での検討結果を受け、文化庁では教育機関における授業の過程における公衆送信による著作物の利用を広く著作権者等の権利制限の対象とし、この利用を無許諾で行うことを可能とすることにした。その際、著作権者等の享受するべき利益とのバランスをとるため、旧法で権利制限の対象範囲であった対面授業や同時遠隔合同授業における著作物の複製や公衆送信等は無償を維持しつつ、新たに無許諾で利用が可能となる公衆送信について、一元的な窓口への補償金の支払いを求めるような制度をつくることとなった³⁾。

なお、本著作権法改正では、教育の情報化に関わる改正にとどまらず、デジタル・ネットワーク技術の進

展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障がい者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにするための法改正も含まれている。

この法改正は「著作権法の一部を改正する法律」として、第 196 回通常国会において平成 30 (2018) 年 5 月 18 日に成立し、同年 5 月 25 日に「平成 30 年法律第 30 号」として公布された。本法律は一部の規定を除いて平成 31 (2019) 年 1 月 1 日に施行されたが、教育の情報化等を推進するための著作権法の改正については、当該法律の公布後 3 年以内 (令和 3 (2021) 年 5 月 25 日まで) に施行されることとなった。

3.2 授業目的公衆送信補償金制度

上記の著作権法改正により、学校等の授業の過程において、教職員が第三者著作物を用いて作成したデジタル教材を、ネットワークを介して児童・生徒・学生の情報端末等に公衆送信する行為等は、補償金を払うことで、著作権者等に許諾を得ることなく行えるようにすることとなった。教育の情報化に対応するために著作権法第 35 条と第 104 条の 11~17 で整備された、著作権者等に対する権利制限規定等を「授業目的公衆送信補償金制度」という。

この制度を利用するため、学校等の教育機関の設置者 (地方公共団体、学校法人等) が補償金を支払う対象となる、著作権者等によるワンストップの団体が指定されることとなり、平成 31 (2019) 年 2 月に一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (略称: SARTRAS) が当該団体として文化庁の指定を受けた。また、権利者団体と教育関係者が、改正著作権法 (以下、改正法という) に基づく制度の構築や環境整備について意見交換を行うための「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が平成 30 (2018) 年に設置され、改正法第 35 条に係るガイドラインや、今後必要となる普及啓発活動の具体的な内容、また SARTRAS に教育機関が支払う補償金額についての議論が続けられた。

3.3 改正著作権法のポイント

改正法第 35 条では、一定の条件を満たすことにより、学校その他の教育機関で教育を担当する者及び授業を受ける者は、著作権者等の許諾なく、授業の過程で利用するために著作物を複製したり、遠隔授業のために公衆送信したりすることができる。

改正法第 35 条の特徴は、学校その他の教育機関における著作物の複製や公衆送信等を教育目的のために幅広く認めていることである。ただしこの利用範囲には制限があり、「学校その他の教育機関」において「教育を担当する者」と「授業を受ける者」が、「授業の過程」において著作物を複製または公衆送信することが認められている。「教育を担当する者」には、これを支援する職員等も含まれている。一方で同時に、著作権者等の権利を不当に害することは認められていない。

具体的に、著作権者等の許諾なく円滑に利用することができるのは、次のような場面である。まず、教員が児童生徒学生に対して第三者著作物が含まれる講義資料を電子メールや LMS によって配布することや、第三者著作物が含まれた講義資料を使った講義映像の送信や録画映像を配信すること、またそれらの際にインターネット上の動画など受信した著作物を提示することが認められる。ただし、これは授業の目的に照らして必要と認められる分量(原則として、著作物の「小部分」)でなければならない。また、複製・公衆送信する対象は公表された著作物であること、前述のようにその複製・公衆送信が著作権者等の利益を不当に害しないことが要件となる。さらに、上記の著作物利用を行う場合、教職員の所属する教育機関が補償金を支払うことが必須となる。なお、旧法においても認められていた、対面授業のための著作物の複製や同時遠隔合同授業のために公衆送信することは、従前と同じく、著作権者等の許諾を得ること、および補償金の支払いをすることなく認められる。

改正法の施行にあたり、2020(令和2)年度における改正法第 35 条の運用指針が、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムによって示されている⁴⁾。本運用指針には著作物の複製と公衆送信が認められる範囲が示されている。例えば、「学校その他の教育機関」とは、学校教育法等に基づいて設置された機関であり、塾や予備校、カルチャーセンター、企業等の研修施設

は対象外となる。また、本来は学生一人一人が購入する必要のある教科書やドリルやワークブック等を複製や公衆送信することは、著作権者等の利益を不当に害することとなることから、対象外となる。さらに「授業」には講義や実習、演習、ゼミ等や、初等中等教育における特別活動や部活動等が含まれるものの、オープンキャンパス等での模擬授業、大学での FD (Faculty Development)・SD (Staff Development)、民間企業等による学校教職員向けの研修やセミナー等は対象外となる。児童生徒学生以外も閲覧できる OCW (Open Course Ware)における教材公開や MOOC (Massive Open Online Courses : 大規模オンライン公開講座) も「授業」には該当しない。

4. 法施行に至るまでの経緯と法施行後の留意点

4.1 改正著作権法施行に至る経緯と学会等の取組

これまでに述べたような法改正と、その制度を支える組織の設立が行われたとはいえ、実際の制度は開始されないままとなっていた。しかし、2020(令和2)年初頭より COVID-19 の流行が社会問題化し、中国をはじめとしてオンライン教育が導入されるようになったことを端緒として、法施行と制度の開始・実質化が急速に進むことになった。これにあたっては、教育システム情報学会(JSiSE)と日本教育工学会(JSET)(以下、両学会)は共同で働きかけを行った。

表 1 がその経過を端的に表したものである。2020(令和2)年2月下旬の段階で国内でも感染が広がり、JSiSE の研究会や JSET、情報処理学会の全国大会等が中止になったりオンラインに移行したりする動きが急速に広がった。その最中、2月27日に安倍晋三内閣総理大臣によって突如全国の小・中学校、高等学校及び特別支援学校に対して一斉に臨時休業するように要請が行われた。この要請は法的強制力を伴うものではなかった。しかし、翌28日に文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」⁵⁾が発出され、実質的に全国一斉臨時休業が指示された。この文書には「可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じる」と指示があ

表 1 改正著作権法施行に至る経緯と学会等の取組

日時	できごと	日時	できごと
2/21	日本教育工学会 (JSET) 全国大会 (春季大会) の中止決定.	3/25	文化庁著作権課から SARTRAS に対し, 事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について」を发出. 4 月下旬までに「授業目的公衆送信補償金制度」の施行が間に合うよう, 4 月 20 日までに補償金額の認可申請をすることを要請 ⁽¹⁾ .
2/27	安倍内閣総理大臣による全国小中高一斉休業要請.		
2/28	第一著者と第三著者が, 今後の感染拡大を見すえて授業目的公衆送信補償金制度 (以下, 補償金) を学会として推進を要請するかを検討.	3/26	国立情報学研究所(NII) 「4 月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」にて, 岸本織江氏 (文化庁著作権課長) から「教育現場において著作権利用についてどのようなことをハードルに感じているのか, 4 月からの授業開始に向けてどういうことを心配しているのか, ということについて…目に見える形で大きな声を」と声かけがなされる ⁽²⁾ .
3/1	第二著者を加えて再度検討. e ラーニング等を研究・実践している組織として, 教育システム情報学会 (JSiSE), JSET による働きかけを試みることを確認.		
3/4	JSET 臨時理事会審議. JSiSE 臨時理事会審議. 文化庁から SARTRAS をはじめ各著作権管理事業者諸団体に対する配慮願 ⁽³⁾ . 最終的に文化庁に対して 9 つの団体等から配慮や相談受付の声明が出る. 著者らは, 文化庁から SARTRAS に調整を一任されていると判断し, 働きかけ先を SARTRAS に限定して作成文書等を変更. 関係機関との調整開始.	3/30	7 国立大学 (旧帝国大学) 及び NII が共同で「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について (要請)」を文化庁と SARTRAS 宛に发出 ⁽⁴⁾ .
		3/31	自由民主党における「緊急経済対策第三弾への提言」において, 補償金額を特例として無償として, 4 月中の施行を目指すことが示される ⁽⁴⁾ .
		4/1	「著作権法施行規則の一部を改正する省令」のパブリックコメントが開始 (10 日まで) ⁽⁵⁾ .
3/5	SARTRAS を媒介として 16 の著作権管理事業者諸団体から学校教育における著作物の円滑な利用に関する配慮の声明 ⁽⁷⁾ .	4/2	JSET SIG-04 (教育の情報化) が, 主に学校の先生向けの「学校と家庭をつなぐオンライン学習ガイド」を公開. さらに 5 月 31 日に改訂版を公表 ⁽⁶⁾ .
3/10	SARTRAS 宛の依頼文書を JSiSE と JSET で共同发出 ⁽⁸⁾ ・プレスリリース ⁽⁹⁾ .	4/6	SARTRAS が「授業目的公衆送信補償金制度」施行のための補償金額を「無償」として文化庁長官に認可申請することを公表 ⁽¹¹⁾ .
3/13	JSET で, 休校期間中の学校と家庭をつなぐオンライン学習について簡単なガイド資料の制作の検討を SIG-04 (教育の情報化) で開始.	4/10	改正著作権法を 4 月 28 日に施行する政令を閣議決定.
		4/16	著作物の教育利用に関する関係者フォーラム, 運用方針等を議論・とりまとめた「改正著作権法第 35 条運用指針 (令和 2 (2020) 年度版)」 ⁽⁴⁾ を公表
3/18	東京大学が 4 月から対面授業を最小化してオンラインで授業することを発表 ⁽¹⁰⁾ .	4/20	SARTRAS から文化庁へ補償金額を認可申請.
		4/28	著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により, 改正法第 35 条等が施行される.

った.

当然ながら, 学校教育現場の準備はできていなかった. 多くの学校ではプリント学習の準備が土日にも関わらず行われ, 一部の地域を除き 3 月 2 日を最終登校日として家庭学習用のプリントが配布され, 臨時休業が開始された. もちろん準備期間の短さから, ICT の活用が考慮されることはほとんどなく, 基本的には電話での連絡対応あるいは学校等の Web ページで学習指示書を示すのみという自治体も多く見られた.

著者らはこの段階で, この臨時休業は当該感染症の性質からみて断続的に続くと考えられること, 諸外国

の状況を踏まえると, わが国でも学校や大学の教育現場でオンライン教育の必要性が高まるであろうことを確認した. またこの際に, 学校等において, 旧法第 35 条を逸脱した, 次のような著作物の利用が起ころうのおそれがあることを著者らは懸念した.

第一に, 旧法第 35 条第 1 項では, 「授業の過程」で利用することを目的として複製する場合に, 著作権者等の権利を制限し, その許諾なく当該著作物を利用することを, 教育を担当する者及び授業を受ける者に認めるものであった. だが, 対面授業の予習・復習, あるいは家庭学習といった「授業の過程」とは明確には

認められない目的で、第三者著作物を含む資料等を公衆送信することは認められていなかった⁽¹⁷⁾。それにもかかわらず、オンライン教育の必要性が高まった場合、ワークブックや業者テスト等の内容を活用したプリント等の二次著作物が、家庭学習の手段として、著作権者等の許諾を得ないまま、オンライン(学校のWebページのほか、昨今普及が進むEdTechサービスによるLMSやクラウドストレージ)で公衆送信される懸念があった。

第二に、旧法第35条第2項は、同時遠隔合同授業における第三者著作物の複製・公衆送信について、著作権者等の権利を制限し、その許諾なく当該著作物を利用することを、教育を担任する者及び授業を受ける者に認めるものであった。しかし、遠隔会議サービス等の普及が進んでおり、当時一時無償化の動きが進んでいたことから、旧法第35条第2項の対象外の、主会場の副会場に対する中継ではない同時遠隔授業やオンデマンド授業等が行われる可能性があった。このような授業において、第三者著作物が著作権者等の許諾を得ないまま利用されるおそれが認められた。具体的には、遠隔会議サービス等を介して、カメラに教科書や副教材を提示・撮影して指導することや、国語の教科書の文章を音読すること、音楽の歌唱指導などといった、通常の授業で想定される指導を同様に行う必要性は十分考えられた。これらの行為は、旧法の下では著作権者等の許諾なしには合法的に実施できないが、何も働きかけや配慮がない状況では、このような行為が利用者側で行われてしまうことが懸念された。

第三に、この臨時休業は学年末・学年初頭の時機にあたり、期限も示されていなかったことから、卒業式や終業式、入学式、あるいは教育課程の円滑な推進のために必要なガイダンス等の、授業の過程とはみなされない教育活動等の同時配信・オンデマンド配信が行われるおそれがあった。学校教育における著作権や著作物の利用について十分な理解が進んでいない状況では、著作権者等の許諾を得ずに著作物の利用が行われるおそれがあった。

以上のように、学校等における教育活動が4月以降も難しくなることが想定される中では、教育現場において、著作権者等の権利に十分配慮することなくオンライン教育が推進されるおそれがあった。さらに著作

権者等の権利に配慮する必要があるために、オンライン教育の実施が自粛・阻害され、結果として、児童生徒学生の学習機会や学習の権利が失われるおそれもあった。また3月4日・5日に文化庁および各著作権管理事業者諸団体から出された教育目的の著作物利用に対する配慮声明は、何らかの配慮をすることは示す一方で、何を配慮するのかは明示されていなかった。当時いくつかの教科書会社等から家庭学習のために電子的にコンテンツが無償公開されたが、合法的に活用するには、出版社によりいくつかの制約条件があった。さらに、3月頭の段階で著者らが情報収集した限りでは、改正法の施行には関係者間の交渉・調整に相当の時間が必要であり、その早期実現は現実的ではないことが推測された。このような状況では学校や大学の教育現場において教職員が安心して著作物をオンライン教育の目的で合法的に利用しやすい状況とは言いがたいものであった。かといって改正法の施行期限まで現状維持することも、社会情勢からみて困難であった。

そこで著者らは、オンライン教育を推進・研究する研究者・実践者の団体として、JSISEとJSETが何らかの働きをすることができないかを検討した。その結果、上記の第三の懸念点は除き、改正法第35条の趣旨や枠組みを極力活かしつつも、旧法の枠組みの中でオンライン教育を推進可能なように、両学会が関連団体・組織に対して配慮を働きかけるのが最も良い解決策ではないかと考えたのである。

具体的には、文化庁著作権課とSARTRASに対して、旧法の枠組みの中で、COVID-19拡大防止の対策期間中に限り、以下の条件で学校教育現場が著作物を利用できるように、著作権者等に配慮を依頼することであった。

第一に、学校等が、教育機関として、責任を持って複製および公衆送信を行うことであった。これは、オンライン教育をするとなった場合には、教職員が複製や公衆送信を行うことは想定されたが、最終的に責任を持つのは誰なのかということが明確である必要があると考えられた。学校等が教育機関として責任を持つ体制を担保することは、権利者側にとっても法制度としても重要であろうと考えられた。

第二に、第三者著作物の利用にあたって出典を明示することである。これは第三者著作物の利用にあつ

ては当然のことであるが、経験的に、教育現場において見落とされがちなことだからである。

第三に、「授業の過程」または「授業に類する過程」(臨時休業中は、学校教育法およびその施行規則で想定される「授業」の形態で行われる教育活動を実施することが不可能な状況であり、授業を補完するための家庭学習の指示・説明・助言及び家庭学習の課題の出題を、このような表現とした)において、単に著作物を複製・公衆送信するのではなく、教育の過程としての説明や指示を付すことである。これは、旧法の条文においても「授業の過程」という言葉で表現されていることを最大限に考慮し、たとえば法律上の「授業の過程」から逸脱するものであっても、学校教育の過程として不可欠な著作物の利用であることを明確にする必要があると考えられたからである。

第四に、COVID-19 対策期間中の利用限定であることを、複製・公衆送信する著作物に付すことである。これは、COVID-19 対策期間が終わった後に、旧法の下で、当該著作物が意図せず流通した場合に、問題の原因を追究する上で重要な条件と考えたからである。

これら4つの条件を、学校教育現場における当面の著作物の利用の条件とするように関係諸団体等に働きかけをお願いすることとした。また同時に、授業目的公衆送信補償金制度の早期施行の実現に向けて関係諸団体との調整をお願いすることとした。一方で、前述の第三の懸念に応えるため、依頼するだけでなく、学校教育における著作物の法令に則った適正な利用に関する啓蒙活動を行うことについて、学会として取り組むことに意欲を示すこととした。これは、文化庁やSARTRASをはじめとした著作権管理事業者諸団体等の協力を依頼するだけでなく、オンライン教育等に関わる教育現場の実践者や研究者が、この問題に真摯に向き合い、著作権者等と共同して問題を解決する姿勢を示すことが重要と考えたからである。

以上の働きかけは、非常に短期間の中で意思決定して推進する必要があると考えられ、JSiSEとJSETの両理事会においても速やかに重要性を認識していただいた。3月4日には文化庁からSARTRAS宛に配慮願が出たことなどの情勢を踏まえた微修正を行った上で、3月10日に、両学会からSARTRASに宛てて「COVID-19 対策に伴うオンライン教育における著

作権法第35条規定の取り扱いに関するお願い⁽⁸⁾を送付するに至った。

なお、主に学校教員を対象としたオンライン教育における著作権の取り扱いに関する啓蒙活動は、JSET側で取り組まれた。著者らから3月13日に、「教育の情報化」SIGに対して、この問題を含めてオンライン授業を行う上での簡易なマニュアルを作成する依頼を行った。この資料は、東北学院大学の稲垣忠先生の提案をきっかけに、長崎大学の倉田伸先生、和歌山大学の豊田充崇先生を中心に、JSET教育の情報化SIGのコアメンバーである明星大学の今野貴之先生、内田洋行の佐藤喜信氏、千葉大学の藤川大祐先生、新潟大学の後藤康志先生、大阪教育大学の寺嶋浩介先生、光村図書出版の森下耕治氏、函館工業高等専門学校の下郡啓夫先生、鳴門教育大学の泰山裕先生、千葉大学教育学部附属小学校の小池翔太先生に加え、金城学院大学の長谷川元洋先生のご協力を得て制作が急ピッチで進み、「学校と家庭をつなぐオンライン学習ガイド」として4月2日に公開された。その後改正法の施行にあわせて、5月末に改訂版が公開されている⁽¹⁰⁾。

両学会としての働きかけが、改正法の施行にどの程度効果的であったかは定かではない。ただ3月26日の国立情報学研究所(NII)シンポジウムにおいて、岸本織江氏(文化庁著作権課長)から、両学会からの働きかけは受け取っているものの、教育現場からさらに「大きな声」をいただきたいとの発言があり、これを受けた形で、3月末に旧七帝国大学と国立情報学研究所からも改正著作権法の早期施行の要請が行われた。

実際には、改正法の施行に向けた調整が加速した。3月25日には文化庁著作権課からSARTRASに宛てて、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について」が発出され、4月下旬までに同制度の施行が間に合うように、4月20日までに補償金額の認可申請をすることが要請された⁽¹¹⁾。また、自由民主党が「緊急経済対策第三弾への提言」⁽¹⁴⁾において、COVID-19の流行にあたって著作物を教育目的で円滑に利用できるように、4月中に補償金を無償として改正法の施行を行う提言が行われた。

これらの経緯を踏まえ、4月1日に「著作権法施行規則の一部を改正する省令」のパブリックコメント⁽¹⁵⁾

が開始され(～10日まで)、同10日には改正法の施行が閣議決定された。また16日には、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムから「改正著作権法第35条運用指針(令和2(2020)年度版)」⁴⁾(以下、運用指針という)が出され、制度の実質的な運用に関する細かな内容が示された。4月20日にはSARTRASから文化庁に対して授業目的公衆送信補償金を令和2年度は無償とする認可申請が行われ、4月28日に同制度を定める改正法の一部が施行された。

4.2 実務上の留意点

本節では、改正法第35条および運用指針⁴⁾をもとに実務上の留意点を整理しておく。なお、本来は2021(令和3)年5月25日の施行期限を見据えて、補償金額を含む制度設計や運用指針の策定作業が行われていた。しかし、4.1.で述べたような経緯で、その作業が完了しないまま、2020(令和2)年4月28日の施行に間に合わせる必要があったため、この運用指針はいわば暫定版の状態にある。したがって、2021(令和3)年度の運用指針がより完成版に近いものとなるはずであり、それ以降は最新版を参照する必要がある。

3.3でも述べたように、改正法第35条が適用されるのは、実務上、以下のような条件に限られる。

- ① 営利を目的としない教育機関であること。
- ② 教育を担当する者(教員等)及び授業を受ける者(受講生等)が行う公衆送信であること。
- ③ 既に公表された著作物であること。
- ④ 「授業の過程」における利用に必要と認められる限度で行われること。
- ⑤ その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと。この際、原則として、複製部数あるいは公衆送信の受信者の数は、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えないこと。さらに、紙、デジタル等形式にかかわらず原則として著作物の小部分の利用に限ること。
- ⑥ 原則として著作物の題名や著作者名などの出典を明示すること。
- ⑦ 授業を受ける者以外の者が閲覧できるように公衆送信しないこと。
- ⑧ 当該教育機関の設置者が、相当な額の補償金を著作権者に支払うこと。

(専修大学情報科学研究所¹⁸⁾, pp.6～7より抜粋)

なお、遠隔合同授業や、学校の教室の授業の過程に

おける著作物の利用については、従前どおりである。

これらを踏まえて留意すべき点は主に3点ある。まず、改正法の授業目的公衆送信補償金制度では、オンラインの「授業の過程」のための複製や公衆送信のみが認められていることである。「授業の過程」は、一般の運用指針においては、授業の予習・復習や特別活動・課外活動など学校教育の過程に関わる活動も含まれるようになり、幅広く第三者著作物の利用が認められることになった⁴⁾。ただし、3.3.で述べたとおりその対象は細かく決められているため、運用指針⁴⁾を熟読の上、適切に利用することが重要である。

第二に、オンライン教育で第三者著作物を利用するには、所属する教育機関が本制度の下で指定管理団体に届出をしている必要があり、教職員等の授業の過程における第三者著作物の利用者は、それを確認しておく必要があるだろう。2020(令和2)年度は補償金が無償であるが、SARTRASからは教育機関の設置者が届出をするように要請がなされている。通常、届出の主体は、公立学校の場合は管轄する地方公共団体の教育委員会、私立学校・私立大学は設置した学校法人、国立学校は設置している国立大学法人等となる。また、各教育機関およびその設置者は、構成員である教職員や児童生徒学生に対して、授業目的公衆送信補償金制度に基づく第三者著作物の利用が可能かどうかを周知する必要もあるだろう。もちろん教職員も、この届出が行われているかを主体的に確認するとともに、指導する児童生徒学生に対して、授業の過程における第三者著作物利用に関する教育を行う必要があるだろう。

第三に、所属している教育機関が補償金を支払っていても、第三者著作物の利用は著作権者等の利益を不当に害するような状態で、好き勝手に使って良いというわけではないことを留意する必要がある。著作物の利用は原則としてその小部分に限ること、小部分を累積して著作物の大半を利用するようなことにならないようにすること、そして利用の態様が著作権者等の利益を不当に害する恐れがある場合には認められないこと等に配慮する必要がある。

また、Google Classroom等の、教育機関の設置者等が契約すれば無償で使用可能なLMS等を用いるなどして、授業の過程で使用する著作物に対するアクセスコントロールをすることが不可欠である。つまり、誰

でもアクセス可能な学校 Web サイトのページで公開して配布するようなやり方ではなく、その授業を受講する児童生徒学生だけがアクセス可能な環境を整える必要がある。

さらに、複製やアクセスに制限がかけられた著作物 (Blu-ray Disc/DVD などの映画の著作物等や、テレビ番組およびその録画等のデジタル著作権管理 (DRM)機能が有効な映像等) の複製や公衆送信利用等の扱いについては、今回の運用指針では示されておらず、今後の検討課題とされている。したがってこうした著作物を授業の過程で利用する必要がある場合は、引き続き著作権者等に許諾を得て利用する必要がある。

なお、学校等に所蔵されているが一般には流通していないような高価な資料、特殊資料あるいは絶版資料等を、オンライン授業の過程において全体的に閲覧・分析する必要がある場合には、やはり特段に著作権者や出版社等から許諾を得て利用する必要がある。

これらは主に第三者著作物を、教職員が自らの授業等に埋め込んで利用することを念頭にした留意点である。一方で、例えば YouTube 上に合法にアップロードされて一般に公開されている動画など、インターネット上で誰でもアクセス可能な第三者著作物に対する直接のハイパーリンクを示したり、引用 (著作権法第 32 条) の範囲内で、Web 教材に直接埋め込んだりすることは、改正法第 35 条とは関係なく可能である。なお、後者の際には引用の要件を満たすことが前提である。

5. まとめと今後の課題

これまで述べたように、改正法の授業目的公衆送信補償金制度が施行され、オンライン教育を実質的に普及・推進するための法的環境は大枠で整ってきた。児童生徒学生が学習するための情報端末や通信環境を整える必要はあるにせよ、3 節で述べた改正法の趣旨やポイント、4.2.に述べた実務上の留意点をふまえることにより、今後 COVID-19 が拡大するなどして臨時休業措置の必要が生じた場合にでも、オンライン教育により適切に教育活動を継続できるようにはなった。

学校の臨時休業措置が解かれた 6 月以降も、多くの大学では、引き続き改正法の制度下で、オンライン教育のために授業が制作・実施されており、非公式な

のであるが、その評価に関する報告も出てきている。ほとんどが教員や学生の自己報告形式のものに限られるが、従前の対面授業ではできなかった録画授業の見直しや、私語のない学習環境、不必要になった通学時間等に、オンライン教育の利点が見いだされている。オンライン教育でこれまで懸念されていたドロップアウトも、オンデマンド授業に限らず、時間割通りの同時遠隔授業も行われることによって、問題視されるほどには生じなかった。もちろん実技実習等の授業の実施や課外活動の展開などに課題があるが、よりよい教育環境の提供にむけて、MOOC 等も含めたオンライン教育と対面教育のブレンド型の授業等が、初等中等教育を含めて広がりを見せる可能性がある⁽¹⁹⁾。

一方で、オンライン教育を維持・推進する上では、著作権法の観点からは、次のような課題があると考えている。第一に、改正法の授業目的公衆送信補償金制度を含め、著作権について詳細まで理解し、適切に運用するには、オンライン教育やデジタル教材に関わるあらゆる関係者の相応の学習が不可欠である。本稿では改正法の成立に至るまでと、改正法の授業目的公衆送信補償金制度に焦点をあてて概説したが、制度の詳細は複雑である。そのため、オンライン教育で第三者著作物を利用する上では、全ての授業者が「改正著作権法第 35 条運用指針」⁽⁴⁾を熟読し、深く理解する必要がある。しかし、これまで教育に関わる人々が十分に第三者著作物の著作権に配慮したり、著作権という制度について十分理解しようとしたりすることは、あまり見られなかったといってもよいだろう。そこで今般の新しい制度の施行と展開を契機に、教職員に対する研修 (大学であれば FD・SD) を十分に行う必要がある。また、児童生徒学生にも、オンライン授業の過程で、第三者著作物の利用に意識的になるとともに、著作権者等に配慮しながら利用することを教育していくことも不可欠である。本稿で紹介した「学校と家庭をつなぐオンライン学習ガイド」⁽¹⁰⁾はその端緒となるものではあるが、今後現場でどのように啓蒙活動を行っていくかを、両学会として検討する必要がある。

第二に、授業目的公衆送信補償金の費用の問題である。前述のように、補償金額は 2020 (令和 2) 年度は無償となったが、SARTRAS は 2021 (令和 3) 年度以降、当初の予定通り有償として再度、補償金額の認可

申請を行う予定である。しかし、現時点（2020（令和2）年7月下旬）では補償金額の単価や支払金額の算出方法などが未公表である。このような状況下で、教育機関の設置者は、財源の確保等を早急に検討する必要があるが、各機関における予算の策定や承認に必要な時間もあることから、SARTRASから早急な情報公開や交渉等の開始がなされることが期待される。

第三に、こうした状況下では、教育機関（教育委員会、学校法人）ごとにSARTRASへの届出や授業目的の公衆送信補償金の支払に対する対応や意思決定が変わることが予想される。各教育機関の設置者の対応によっては、それぞれの教育機関ごとに第三者著作物の取り扱いが変わるため、それぞれの機関の方針に応じた著作権教育研修が不可欠になる。非常勤講師等はそれぞれの教育機関に応じた著作物の利用を心がけなければならなくなるため、さらに十分な注意が必要になる。

第四に、現時点でまだ検討課題となっている種類の著作物の利用についてである。前述のようなDRMコンテンツ等について検討課題のままであり、それでも授業の過程で利用したい場合の著作権処理をどのように進めるべきか、その手続き等も不明瞭な部分が多い。そうした不明瞭な部分は、順次SARTRASから明確にされると考えられるが、利用者側は、運用指針の更新部分の十分な理解と、権利処理のノウハウの蓄積・共有をしていく必要がある。その支援が課題となるだろう。

第五に、これらの課題を乗り越えた上での話になるであろうが、改正法で著作権者等の権利制限の対象とする教育活動の再検討である。改正法で教育の過程として認められているのは、「学校その他の教育機関」における「授業の過程」に限定されている。まず、これには教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動（研修）は含まれるが、大学の教職員に対する研修（FD・SD）は、現時点では対象外である⁽⁴⁾。例えば、第三者著作物を使用しているオンライン授業を、相互研修（FD・SD）の目的で共有して教育の改善に活かす⁽²⁰⁾ようなことは、現時点では、著作権者等の許諾が必要となる。今後、大学教育の改善を目指す上では、より良い授業を提供する目的に限って対象範囲の見直しを、大学教育を支える両学会として要請することも必要となってくると考えられる。また近

年では、学校外におけるインフォーマル学習も広がり、MOOC等でインフォーマル学習を支援する教育コンテンツを無償で提供する試みもなされている。このように新たに必要とされてきている教育活動に対する制度的支援を、両学会を中心にして、社会全体で検討していくことも、比較的短期間で行わなければならない課題となるだろう。

謝辞

本稿で記載した両学会としての諸取組について、また記載できなかった諸取組について、ご協力くださった関係諸氏・諸団体に深く御礼申し上げます。

付記

1章を村上が、2章・3章を重田が、4章を望月が分担執筆し、5章は3者で議論した成果である。3者で全体を見直した後、さらに全体の監修を隅谷が行った。

参考文献

- (1) 著作権法第35条ガイドライン協議会：“学校その他の教育機関における著作物の複製に関する 著作権法第35条ガイドライン”，https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf (2004)
(参照 2020.7.27)
- (2) 文化審議会著作権分科会：“文化審議会著作権分科会報告書”，https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf (2017) (参照 2020.7.27)
- (3) 文化庁：“著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について”，https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/ (2020)
(参照 2020.7.27)
- (4) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム：“改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）”，<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf> (2020) (参照 2020.7.27)
- (5) 藤原誠：“新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉

- 臨時休業について (通知)”, https://www.mext.go.jp/content/2020022228-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf (2020) (参照 2020. 7.27)
- (6) 文化庁著作権課: “新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育における ICT を活用した著作物の円滑な利用について”, https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92080101_01.pdf (2020) (参照 2020.7.27)
- (7) 著作権等管理事業者及び関係団体: “新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育における ICT を活用した著作物の円滑な利用について”, https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/200305_seimei.pdf (2020) (参照 2020. 7.27)
- (8) 鈴木克明, 柏原昭博: “COVID-19 対策に伴うオンライン教育における著作権法第 35 条規定の取り扱いに関するお願い”, https://www.jsise.org/utility/information/pdf/20200310_1.pdf (2020) (参照 2020. 7.27)
- (9) 日本教育工学会, 教育システム情報学会: “新型コロナウイルス流行の非常事態下でも子どもたちの学びを保障するため著作物を適正に活用できる環境整備を、関連諸機関に働きかけています”, https://www.jsise.org/utility/information/pdf/20200310_2.pdf (2020) (参照 2020. 7.27)
- (10) 五神真: “新型コロナウイルス感染症に関連する対応について” <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/president/COVID-19-message.html> (2020) (参照 2020. 7.27)
- (11) 土肥一史: “「授業目的公衆送信補償金制度」補償金の「無償」での認可申請について”, https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/200406_ninkashinsei.pdf (2020) (参照 2020. 7.27)
- (12) 岸本織江: “著作権に関する説明”, <https://www.youtube.com/watch?v=AVYw8IpdejA&t=673> (2020) (参照 2020. 7.27)
- (13) 笠原正典, 大野英男, 五神真, 松尾清一, 山極寿一, 西尾章治郎, 久保千春, 喜連川優: “新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について (要請)”, https://www.nii.ac.jp/news/upload/nii_topics_20200401.pdf (2020) (参照 2020. 7.27)
- (14) 自由民主党政務調査会: “緊急経済対策第三弾への提言～未曾有の国難から「命を守り、生活を守る」ために～”, https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200009_1.pdf (2020) (参照 2020. 7.27)
- (15) 文化庁著作権課: “「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の実施について”, <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001097> (2020) (参照 2020. 7.27)
- (16) 日本教育工学会・教育の情報化 SIG: “学校と家庭をつなぐオンライン学習ガイド”, http://www.jsiet.gr.jp/bak20200715/sig/200531_online_learning_guide.pdf (2020) (参照 2020. 7.27)
- (17) 文化庁著作権課: “教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要”, https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_14.pdf (2018) (参照 2020. 7.27)
- (18) 専修大学情報科学研究所: “大学のオンライン授業を展開するための簡易ガイド”, <http://senshu-iis.jp/?p=1102> (2020) (参照 2020. 7.27)
- (19) 山内祐平: “「オンライン学習+対面型授業」の教育効果”, リクルート カレッジマネジメント, 185, pp.12-15 (2014)
- (20) 京都大学高等教育開発推進センター (編) 松下佳代 (編集代表): 大学教育のネットワークを創る:FD の明日へ, 東信堂 (2011)

著者紹介



望月 俊男

2004年 総合研究大学院大学文化科学研究科メディア社会文化専攻博士後期課程修了。博士(学術)。

2013年より、専修大学准教授。認識的認知や協調学習環境の研究・開発に従事。教育システム情報学会、日本教育工学会、国際学習科学学会、アメリカ教育学会等会員。

学学会、アメリカ教育学会等会員。



重田 勝介

2007年 大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程修了。博士(人間科学)。

2013年より、北海道大学准教授。オンライン教育の改善とオープンエデュケーションの研究に従事。オープンエデュケーション・ジャパン代表幹事。

教育システム情報学会、日本教育工学会、情報処理学会等会員。



村上 正行

2002年 京都大学大学院情報学研究科博士課程指導認定退学。

博士(情報学)。

2019年より、大阪大学教授。大学教育改善のための情報システム等の研究開発に従事。教育システム情報学会、日本教育工学会、情報処理学会、人工知能学会等会員。

理学会、人工知能学会等会員。



隅谷 孝洋

1989年 広島大学大学院工学研究科博士後期課程修了。博士(学術)。

2001年より、広島大学助教授(のち准教授)。現在に至る。教育へのICT利用支援と情報教育の研究に従事。情報処理学会、日本教育工学会等会員。